入会申し込みに際して

特定非営利活動法人くまもと学習支援ネットワーク定款より

下記を必ずご確認ください。

第６条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して一年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

６ この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員入会金　　2000円

正会員会費　　　一口3000円（１年間分）

(2)　賛助会員入会金　1000円

　　 賛助会員会費　　一口2000円（１年間分）

**特定非営利活動法人くまもと学習支援ネットワーク　入会申し込み書**

法人目的(定款より)

この法人は、小学校、中学校、高校の不登校、ひきこもり、中退した生徒に対して、学習支援に関する事業を行い、学校への復学を促す、または進路指導を行い次のステップとなる高等学校卒業程度認定試験、通信制高校卒業資格をとることを支援し、大学、専門学校受験を突破する実力をつけ、生き抜く自信をつけ自立を促すことに寄与することを目的とする。

　当法人の支援は、復学、高等学校卒業程度認定試験、通信制高校卒業資格取得、大学、専門学校へ学習支援することで終わるのではなく、不登校、中退、高校、大学卒業後、ニートなど未就労の方も含め、自立を図るべく就労支援をし、対象者が就労し自立するまで支援することを当法人の目的とする。

　当法人は、ひとり親家庭、保護世帯などの、学習の機会に恵まれない幼児、小学生、中学生、高校生、基礎学力の不足している方の学習支援も行うこととする。

また、当法人は高齢者の認知症予防、健康増進のために高齢者を対象として社会教育の推進と福祉の増進を図る支援を行うこととする。

私　　　　　　　　　は、貴団体の目的、理念に賛同し、{正会員・賛助会員}

として入会を希望します。平成　　　年　　　月　　　日

会員規則を確認しましたか。{はい・いいえ}

下記個人情報は厳重に保管されます。NPO法人活動意外に使用することはありません。

|  |  |
| --- | --- |
| お名前 |  |
| フリガナ |  |
| 性別 | 男性・女性 |
| 生年月日 | 昭和・平成　　　　年　　　月　　　日 |
| ご住所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| ご職業 |  |
| 連絡のすぐにつくお電話番号 |  |
| 当法人に対するご希望 |  |

有り難うございました。